

北海道石油コンビナート等防災計画

北海道石油コンビナート等防災本部

防災計画編 目 次

第1編 総 則	1
第1章 防災計画の策定目的	1
第2章 防災計画の基本方針	1
第3章 防災計画の修正方針	2
第4章 用 語	3
第5章 特別防災区域の概況	4
第6章 防災に関する組織及び関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ..	11
第2編 災害対策	19
第1章 災害予防計画	19
第1節 石油・高圧ガス等災害予防計画	19
第2節 自然災害予防計画	22
第3節 防災施設及び防災資機材等の整備計画	24
第4節 防災業務等実施計画	25
第5節 特定事業所に対する指導監督等計画	28
第6節 防災に関する調査研究計画	29
第7節 災害想定	30
第8節 特別警報、警報及び情報の伝達計画	32
第2章 災害応急対策計画	33
第1節 実施責任体制	33
第2節 災害情報の収集・伝達・広報計画	36
第3節 避難救護計画	43
第4節 災害に対する応急措置計画	48
第5節 自然災害に対する応急措置計画	51
第6節 自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画	54
第7節 防災資機材等の調達計画	59
第8節 相互応援協力計画	60

第3章 災害復旧計画	62
第1節 公共施設等の災害復旧計画	62
第2節 石油コンビナート施設等の災害復旧計画	62
第3節 防災計画の見直し強化	62
第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	63
第1節 推進計画の目的	63
第2節 推進地域	63
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	63
第4節 災害対策本部会議の開催	64
第5節 地震発生時の応急対策等	65
第6節 津波に対する応急対策	66
第7節 避難対策等	67
第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	67
第9節 防災計画訓練	68
第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	69

防災計画編

第1編 総 則

第1章 防災計画の策定目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条の規定に基づき北海道石油コンビナート等防災本部が作成する計画であって、防災関係機関等の行うべき業務を明確にするともに、関係法令及びこの計画の定めるところにより、道内の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止のため総合的な施策の推進を図り、もって石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2章 防災計画の基本方針

この計画は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等について第一次的責任を有する特定事業所と防災関係機関等がその果たすべき責務を認識し、これら石油コンビナート等特別防災区域を一体としてとらえた総合的かつ効率的な防災対策を推進するための防災に関する組織、予防・応急措置、復旧対策の全般について規定するものとする。

なお、この計画は、国の防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画、北海道地域防災計画、関係市町の地域防災計画に抵触するものではない。

また、この計画は、道内6地区の特別防災区域に共通する事項について定めたものであり、地域の特性に応じた防災計画は各地区の災害対策要綱に委ねる。

第3章 防災計画の修正方針

この計画は、修正手続きを円滑に進めるため計画本文、図面等の電子データ化に努めるとともに、内容について毎年検討を加えるものとする。

1 防災計画は、法第31条の規定に基づき毎年検討を加え、次に掲げる事項等に修正を必要とする場合は、これを修正する。

- ア 計画内容に錯誤があるとき
- イ 社会経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と遊離したとき
- ウ 法令等の改正に伴い計画の修正を必要とするとき
- エ 防災関係機関等が行う防災上の施策により計画の修正を必要とするとき
- オ その他防災本部長が必要と認めたとき

2 防災関係機関等は、修正事項があるときはその旨防災本部（事務局）に報告するものとする（電子データによる報告を含む。）。

防災本部事務局は、上記1に掲げる事項について検討するほか、防災関係機関等からの提案等に基づいて修正案を調整する。

3 防災計画を修正するときは、防災本部本部員会議を開催し修正する。

なお、修正内容（部分修正等）によっては本部員会議の開催を省き、書面により本部員の同意を得ることができるものとする。

また、資料編の見直し等軽微な修正については、書面による本部員の同意を省き、防災本部（事務局）により行うことができるものとする。

第4章 用語

この計画において、次表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ右欄に定めるところによる。

法	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）をいう。
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
防災計画	法第31条の規定による北海道石油コンビナート等防災計画をいう。
防災本部	法第27条第1項の規定に基づき設置された北海道石油コンビナート等防災本部をいう。
現地本部	法第29条第1項の規定に基づき設置する北海道石油コンビナート等現地防災本部をいう。
特別防災区域	法第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。
災害	法第2条第3号に規定する火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出、その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
石油等	法第2条第1号に定める石油及び高圧ガスをいう。
特定事業所	法第2条第4号及び第5号に定める第1種事業所及び第2種事業所をいう。
特定事業者	法第2条第7号及び第8号に定める第1種事業者及び第2種事業者をいう。
統括管理者	法第17条に規定する防災管理者をいう。
発災事業所	災害発生に係る特定事業所をいう。
区域協議会	法第22条の規定に基づく石油コンビナート等特別防災区域協議会をいう。
防災施設	法第2条第10号に定める施設又は設備をいう。
防災資機材等	法第16条第4項に定める防災資機材等をいう。

第5章 特別防災区域の概況

1 特別防災区域の範囲

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により指定された区域の範囲は次のとおりである。

○ 釧路地区

釧路市西港1丁目の区域のうち特定事業所の所在する区域及び周辺

○ 苫小牧地区

(1) 勇払郡厚真町字共和の区域のうち特定事業所の所在する区域及び周辺

(2) 苫小牧市の区域のうち次の区域

ア 字静川及び字弁天の区域のうち特定事業所の所在する区域及び周辺

イ 晴海町及び真砂町の区域並びに字沼ノ端及び字勇払の区域のうち特定事業所の所在する区域及び周辺

○ 室蘭地区

室蘭市陣屋町1丁目、陣屋町3丁目、幌萌町、本輪西町1丁目、港北町1丁目、仲町、御崎町1丁目、茶津町及び入江町の区域のうち特定事業所の所在する区域及び周辺

○ 北斗地区

北斗市七重浜1丁目、七重浜6丁目及び七重浜7丁目の区域のうち特定事業所の所在する区域及び周辺

○ 知内地区

上磯郡知内町字元町の区域のうち特定事業所の所在する区域及び周辺

○ 石狩地区

石狩市新港中央4丁目の区域のうち特定事業所の所在する区域及びその周辺

2 各地区及び特定事業所の概況

○ 釧路地区

(1) 地 勢

南は太平洋に面し、後背に根釧原野を抱える釧路川河口部に位置する東北海道
の拠点であり、コンビナート地区は釧路市街地の臨海部に位置している。

(2) 気 象（平年値（平成3年～令和2年））

年平均気温は6.7℃、日最高気温の月平均値は8月が最も高く21.5℃（極値33.5℃）、日最低気温の月平均値は1月が最も低く-9.8℃（極値-28.3℃）である。年平均風速は5.0m/s、年降水量は1,080.1mmである。

(3) 産業経済

水産、石炭、紙パルプ及び観光を基幹産業として着実に発展してきた。

200 海里問題や石炭政策の変更等による産業経済への影響が懸念されるが、漁獲高の安定した推移や工業出荷額の着実な伸びなどに支えられ、道東の拠点都市となっている。

(4) 港湾及び船舶出入数（数値は令和元年～令和3年の3年間平均である。）

昭和26年に重要港湾の指定を受けている。

昭和44年から西港区の建設に着手し、平成21年に西港区第3埠頭に国際コンテナターミナルを開設し、ガントリークレーンを設置した。

入港船舶は、総数で約7,800隻、輸移出入貨物の総量は約1,450万トンとなっている。

(5) 道路、鉄道及び陸上輸送

西港区域付近をJR根室本線が東西に走り、道路は、道道釧路西港線で国道38号線に結ばれ、さらに国道44号線と国道240号線が接続し国道や道道等の幹線道路が放射状に広がっている。

また、北海道横断自動車道、釧路外環状道路や地域高規格道路の整備など、交通アクセスの充実が着実に進んでいる。

(6) 特定事業所

特定事業所は、総数4事業所（第1種3事業所、第2種1事業所）で、石油等の貯蔵基地的性格を有しており、石油等の貯蔵取扱数量は概ね27万kl、液化天然ガスの処理量等は概ね40万Nm³となっている。

○ 苫小牧地区

(1) 地 勢

本道の中央部に広がる石狩低地帯の南に位置し、支笏・洞爺国立公園の樽前山の麓にひらかれ、南に太平洋を望み、北は空港を擁する千歳市と接している。

コンビナート地区は苫小牧西港に形成される西部臨海工業地帯と苫小牧東部地域内の苫小牧市と厚真町に位置している。

(2) 気 象 (平年値 (平成3年～令和2年))

年平均気温は7.9℃、日最高気温の月平均値は8月が最も高く23.4℃(極値35.5℃)、日最低気温の月平均値は1月が最も低く-8.1℃(極値-21.3℃)となっており、年平均風速は3.2m/s、年降水量は1,239.2mmである。

(3) 産業経済

製紙工業の単一都市として発展してきたが、苫小牧港の開発とともに石油精製、自動車、電力、木材のほか化学、非鉄金属、配合飼料などの多種多様な企業が立地し、一大臨海工業地帯を形成している。

また、苫小牧東部地域は、広大な用地と流通機能を持つ大型港湾、隣接する新千歳空港など交通の要衝に位置した立地特性を生かし、産・学・住・遊の複合開発を目指した北海道開発の拠点として発展が期待されている。

(4) 港湾及び船舶出入数 (数値は平成30年～令和2年の3年間平均である。)

昭和38年4月開港と同時に重要港湾の指定を受け、昭和55年10月苫小牧東港の開発、さらに昭和56年5月には特定重要港湾に昇格し、工業ばかりでなく流通拠点としての役割も大きく、北日本最大の国際貿易港として北海道経済の発展に大きな役割を果たしている。

入港船舶は約13,800隻、輸移出入貨物の総量は約1億500万トンとなっている。

(5) 道路、鉄道及び陸上輸送

国道36号線が東西に走り、国道235号線が地区の東側を南北に通っている。北海道自動車縦貫道が国道36号線の北側を通過しており、また、国道235号線と平行して日高自動車道が通過しており、都市間的高速輸送に寄与している。

鉄道はJR室蘭本線が地区の北側を、日高本線が国道235号線と並行している。

(6) 特定事業所

特定事業所は総数13事業所(レイアウト規制3事業所、第1種6事業所、第2種4事業所)で、石油精製及び貯蔵基地を基幹としている。

石油等の貯蔵取扱量は概ね1,331万kl、高圧ガス処理量は概ね11,615万Nm³となっている。

このうち、苫小牧東部工業基地内の石油備蓄基地において、民間備蓄と国家備蓄とを合わせ概ね850万klの原油が貯蔵されている。

○ 室蘭地区

(1) 地 勢

本道南西部噴火湾の入口に湾曲状に突き出た絵鞆半島とその北部の丘陵地帯からなっている。

コンビナート地区は室蘭港を囲む臨海部に位置している。

(2) 気 象 (平年値 (平成3年～令和2年))

気候は比較的温暖で、冬季の積雪量も少ない。

年平均気温は8.9℃、日最高気温の月平均値は8月が最も高く23.6℃(極値32.8℃)、日最低気温の月平均値は1月及び2月が最も低く-4.0℃(極値-13.4℃)となっており、年平均風速は4.6m/s、年降水量は1,188.9mmである。

(3) 産業経済

鉄鋼、機械、造船、石油精製、セメント等の重化学工業都市として発展し、本道産業の先導的役割を担ってきた。

しかし、鉄鋼、造船などの構造的不況による合理化の促進に伴い、人口が著しく減少するなど地域経済に大きな影響を受けたが、先端産業の誘致や蓄積された高度な技術を生かし、「ものづくりのマチ」として環境産業拠点都市を目指している。

(4) 港湾及び船舶出入数 (数値は平成30年～令和2年の3年間平均である。)

室蘭港は天然の良港で古くから工業港として発展し、昭和40年には特定重要港湾の指定を受け、近年では、国内フェリー航路や外航コンテナ等の海上ネットワークにより、物流港として重要な役割を果たしている。

入港船舶は総数で約4,500隻、輸移出入貨物の総量は約1,700万トンとなっている。

(5) 道路、鉄道及び陸上輸送

幹線道路として国道36号線、37号線があり、36号線は輪西から母恋まで自動車専用道路(室蘭新道)となっている。また、北海道縦貫自動車道が市の北側を通過し、室蘭ICにより接続されている。

さらに室蘭港を跨ぐ東日本最大のつり橋である白鳥大橋(全長1,380m)が平成10年6月に完成し、幹線道路の環状線化が実現されている。

鉄道はJR室蘭本線が国道に沿って走っており、コンビナート地区にも臨港鉄道が敷設されている。

(6) 特定事業所

特定事業所は総数7事業所(レイアウト規制2事業所、第2種5事業所)で、製鉄を基幹としており、石油等の貯蔵取扱量は概ね210万kl、高圧ガス処理量は概ね377万Nm³となっている。

○ 北斗地区

(1) 地 勢

本道の南部に位置しており、東に函館市と接し、南は函館湾に面している。

コンビナート地区は、北斗市街地から東の函館湾に面している。

(2) 気 象 (平年値 (平成3年～令和2年))

気候は比較的温暖で、年平均気温は9.4℃、日最高気温の月平均値は8月が最も高く25.9℃(極値35.4℃)、日最低気温の月平均値は1月が最も低く-6.0℃(極値-21.7℃)となっており、年平均風速は3.6m/s、年降水量は1,188.0mmである。

(3) 産業経済

農業、水産業など第一次産業とセメント、石油貯蔵等第二次産業の中心基地として着実に発展してきた。

今後、北海道新幹線の開業効果による更なる発展が期待される。

(4) 港湾及び船舶出入数 (数値は令和元年～令和3年の3年間平均である。)

函館港湾の一部を形成する地域にあり、函館港の入港船舶は総数で約11,380隻、輸移出入貨物の総量は約3,155万トンとなっている。

(5) 道路、鉄道及び陸上輸送

函館湾と並行して国道228号線及びコンビナート地区の中心を縦断する国道227号線が通っている。

鉄道は、コンビナート地区の中心に道南いさりび鉄道線が敷設されている。

平成27年3月、函館新外環状道路(函館IC・赤川IC間)が開通し、函館新道、函館・江差自動車道(函館IC～木古内IC間が令和4年3月までに開通済)とともに、函館圏の高速交通ネットワークを形成している。

(6) 特定事業所

特定事業所は総数2事業所(第1種2事業所)で、石油等の貯蔵基地的性格を有しており、石油等の貯蔵取扱量は概ね45万klとなっている。

○ 知内地区

(1) 地 勢

本道の南部、渡島半島の南西部の海岸沿いに位置しており、コンビナート地区は知内市街地から南の津軽海峡沿いに位置している。

(2) 気 象 (平年値 (知内:平成17年~令和2年、木古内:平成3年~令和2年))

気候は比較的温暖で、年平均気温は8.9℃、日最高気温の月平均値は8月が最も高く25.1℃(極値34.2℃)、日最低気温の月平均値は1月が最も低く-5.7℃(極値-15.6℃)となっており、年平均風速は2.3m/s、年降水量は1,633.1mmである。

(気温・風速については木古内アメダス、雨量については知内アメダスの平年値を記載)

(3) 産業経済

農業、漁業などの第一次産業で古くから発展し、木材加工や食料品製造業も盛んとなっている。

近年は「ニラ」「ほうれん草」や「牡蠣」「マコガレイ」の生産に大きな成果をあげており、これらの健康志向特産品のブランド化を目指している。

(4) 道路、鉄道及び陸上輸送

国道228号線が津軽海峡沿いに東西に走っている。鉄道は青函トンネルの開口部から山間部を北海道新幹線が通っている。

(5) 特定事業所

特定事業所は1事業所(第1種事業所)で、石油等の火力発電用の貯蔵基地である。

石油等の貯蔵取扱量は概ね22万klとなっている。

○ 石狩地区

(1) 地 勢

本道の日本海側に臨む石狩湾沿岸のほぼ中央に位置し、道内の政治・経済の中心である札幌市に最も近く位置している。

コンビナート地区は石狩市街地から西の石狩湾新港地区に位置している。

(2) 気 象（平年値（平成3年～令和2年））

年平均気温は7.9℃、日最高気温の月平均値は8月が最も高く25.5℃（極値35.4℃）、日最低気温の月平均値は1月が最も低く-9.0℃（極値-23.1℃）となっており、年平均風速は2.9m/s、年降水量は993.8mmである。

(3) 産業経済

古くから水産業、農業を基幹産業として栄えてきたが、近年では、石狩湾新港の開発による発展で、石狩市の産業経済基盤としてはもとより、日本海沿岸地域と一体となって全国的な物流拠点となっている。

(4) 港湾及び船舶出入数（数値は平成29年～令和元年の3年間平均である。）

昭和48年に重要港湾の指定を受け、平成18年に多目的国際ターミナルの核となる西地区-14m岸壁が共用され、平成27年7月現在、計画27バースのうち20バースが共用されている。

また、平成23年にLNG機能に係る日本海側拠点港に選定され、平成25年に北海道における災害時緊急物資輸送等の機能を確保する目的で耐震強化岸壁として整備されるなど、ハード・ソフト両面から、利便性の高い港湾空間の形成を目指している。

入港船舶数は約1,700隻、取扱貨物量は約650万トンとなっている。

(5) 道路、鉄道及び陸上輸送

国道231号線が地区の東側を南北に走り、国道337号線が地区の南側を東西に走っている。鉄道はJR函館本線が地区の南側を、国道5号線と並行している。

(6) 特定事業所

特定事業所は、3事業所（第1種1事業所、第2種2事業所）で、石油等の貯蔵基地的性格を有しており、石油等の貯蔵取扱量は概ね23万kl、高圧ガス処理量は概ね193万Nm³、液化天然ガスの処理量等は概ね1,469万Nm³となっている。

第6章 防災に関する組織及び関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災に関する組織と処理すべき事務又は業務の大綱

特別防災区域における防災対策の事務又は業務を的確かつ円滑に推進するため、関係行政機関及び特定事業所等が設置する防災に関する組織は、次のとおりである。

(1) 防災本部（設置根拠：法第27条）

石油コンビナート等防災本部の組織と所掌事務は次のとおりとするが、災害発生時における防災活動は本計画第2編（災害対策）—第2章（災害応急対策計画）—第1節（実施責任体制）に定めるところによる。

ア 組織

防災本部長	設置根拠	防災本部長	設置根拠
北海道知事	法28-2	北海道開発局長	法28-5-①
		北海道経済産業局長	法28-5-⑨
		北海道産業保安監督部長	法28-5-①
		第一管区海上保安本部長	〃
		北海道労働局長	〃
		陸上自衛隊北部方面總監	法28-5-②
		北海道運輸局長	法28-5-⑨
		東京航空局新千歳空港事務所長	〃
		札幌管区気象台長	〃
		北海道警察本部長	法28-5-③
		北海道副知事	法28-5-④
		北海道総務部長	〃
		北海道経済部長	〃
		北海道危機管理監	〃
		北海道石狩振興局長	〃
		北海道渡島総合振興局長	〃
		北海道胆振総合振興局長	〃
		北海道釧路総合振興局長	〃
		室蘭市長	法28-5-⑤
		釧路市長	〃
		苫小牧市長	〃
		苫小牧港管理組合管理者	法28-5-⑨
		石狩市長	法28-5-⑤
		石狩湾新港管理組合管理者	法28-5-⑨
		厚真町長	法28-5-⑤
		北斗市長	〃
		知内町長	〃
		函館市長	法28-5-⑥
		小樽市長	〃
		函館市消防長	法28-5-⑦
		室蘭市消防長	〃
		釧路市消防長	〃
		苫小牧市消防長	〃
		小樽市消防長	〃
		胆振東部消防組合消防長	〃
		南渡島消防事務組合消防長	〃
		渡島西部広域事務組合消防長	〃
		石狩北部地区消防事務組合消防長	〃
		日本貨物鉄道株式会社北海道支社長	法28-5-⑨
		釧路地区特定事業者代表	法28-5-⑧
苫小牧地区特定事業者代表	〃		
室蘭地区特定事業者代表	〃		
北斗地区特定事業者代表	〃		
知内地区特定事業者代表	〃		
石狩地区特定事業者代表	〃		

イ 所掌事務等

所掌事務は次のとおりであるが、運営に関しては防災本部条例及び防災本部運営規程の定めるところによる。

- (ア) 石油コンビナート等防災計画の作成とその実施推進
- (イ) 防災に関する調査研究の推進
- (ウ) 防災に関する情報収集と関係者への伝達
- (エ) 災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整
- (オ) 現地本部に対する災害応急対策の実施に関する必要な指示
- (カ) 災害が発生した場合における国及び都府県との連絡調整
- (キ) その他防災に関する重要事項の実施推進

ウ 設置場所

北海道総務部危機対策局危機対策課

(2) 現地本部（設置根拠：法第29条）

防災本部長は、特別防災区域に係る著しい規模の災害が発生し又は発生するおそれがあり、緊急に統一的な対策を講じなければならないと認めるときは、次に定める現地本部を設置する。

ア 組織

現地本部長	現地副本部長	現地本部員
所轄 総合振興局長 振興局長	当該特別防災区域に係る関係市町長	当該特別防災区域に係る関係消防本部
		北海道経済産業局
		北海道産業保安監督部
	防災本部長の判断で必要に応じて増員	当該特別防災区域に係る海上保安部（署）
		陸上自衛隊北部方面隊
		札幌管区気象台
	現地本部長代理	北海道警察（方面）本部
	防災本部長の判断で必要に応じて設置	当該特別防災区域に係る港湾管理者
		当該特別防災区域に係る特定事業所（代表）
		その他防災本部長が必要と認める機関

イ 所掌事務等

現地本部の所掌事務等は、本計画第2編（災害対策）－第2章（災害応急対策計画）－第1節（実施責任体制）に定めるところによる。

(3) 地区連絡会（設置根拠：石油コンビナート等特別防災区域地区連絡会設置要綱）

ア 組織

会長	連絡員
所轄 総合振興局長 振興局長	開発建設部
	海上保安部（署）
	労働基準監督署
	陸上自衛隊北部方面隊隷下部隊
	所轄総合振興局・振興局
	北海道警察の関係（方面）本部及び警察署
	関係市町（港湾管理者を含む。）
	特定事業所
	運輸支局（苫小牧地区は海事事務所）
	地方气象台（石狩地区は札幌管区气象台）
	空港事務所
その他会長が必要と認める機関	

イ 所掌事務等

所掌事務は次のとおりであるが、地区連絡会の運営に関しては、石油コンビナート等特別防災区域地区連絡会設置要綱及び特別防災区域地区連絡会運営規程の定めるところによる。

- (ア) 防災計画に基づく特別防災区域災害対策要綱の作成及び修正
- (イ) 特別防災区域に係る防災本部の決定事項の処理
- (ウ) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び関係機関との連絡調整
- (エ) その他必要な事項

(4) 自衛防災組織（設置根拠：法第16条第1項）

ア 組織

特定事業者は、法第16条第1項及び17条の定めるところにより、当該事業所に自衛防災組織を設置し防災要員を置くとともに、防災管理者（第一種事業者にあつては副防災管理者を含む。）を選任して自衛防災組織を統括させなければならない。

イ 所掌事務等

自衛防災組織は、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行い、防災資機材を備え付けるとともに、その行うべき業務に関する事項について防災規程を定めなければならない。（法第16条第2項及び4項、第18条第1項）

(5) 共同防災組織（設置根拠：法第19条第1項）

ア 組織

特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。

共同防災組織は、指揮監督者及び防災要員（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第28条第1項）で組織するものとする。

イ 所掌事務等

共同防災組織は、自衛防災組織の業務の一部を行うこととする（法第19条第1項）。

また、特定事業者間の協議により、共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について共同防災規程を定めるものとする（法第19条第2項）。

(6) 広域共同防災組織（設置根拠：法第19条の2第1項）

ア 組織

直径34m以上の外部浮き屋根式屋外貯蔵タンクを有する、二以上の特定防災区域（道内では苫小牧、室蘭、知内の3地区で一つの区域）において、広域共同防災組織を設置する。

イ 所掌事務等

「広域共同防災組織」は、自衛防災組織の業務のうち、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等を用いて行う防災活動に関するものとする。

また、特定事業者間の協議により、「広域共同防災組織」が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について広域共同防災規程を定めるものとする（法第19条の2第3項）。

ウ 広域共同防災組織の活動基準

広域共同防災組織の活動基準は、広域共同防災規程で定めることとする。

(7) 区域協議会（設置根拠：法第22条）

ア 組織

特定事業者は、法第22条の定めるところにより、区域協議会を置くよう努めるものとする。

区域協議会は、一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者で組織するものとする（法第22条第1項）。

イ 所掌事務等

(ア) 当該特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成

(イ) 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究

(ウ) 当該特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施

(エ) 共同防災訓練の実施

2 関係行政機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

関係行政機関等は関係法令及びこの計画の定めるところによりそれぞれの所掌する事務又は業務により災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するが、その主なものは次のとおりである。

(1) 北海道開発局

- ア 所轄する道路等の維持管理及び災害対策
- イ 所轄する河川区域及び海岸保全区域の維持管理及び災害対策
- ウ 情報の収集・伝達

(2) 北海道経済産業局

- ア 生活必需品、防災関係物資等の適正な価格による円滑な供給の確保
- イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- ウ 被災中小企業の振興

(3) 北海道産業保安監督部

- ア 所管する高圧ガスに係る保安対策の指導監督、保安教育及び訓練の徹底
- イ 所管する高圧ガス施設に対する保安管理の徹底と保安の点検指導

(4) 第一管区海上保安本部

- ア 気象等警報・注意報・情報等の船舶への周知及び災害情報の収集
- イ 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去
- ウ 海上における人命の救助
- エ 海上における船舶交通の安全の確保
- オ 海上における犯罪の予防及び治安の維持
- カ 海上災害の予防及び防止に関する指導啓蒙及び研修訓練の実施

(5) 北海道労働局

労働災害防止の監督指導、自主的安全衛生管理活動の促進及び安全衛生教育の徹底

(6) 陸上自衛隊北部方面総監部

災害派遣出動による救援活動

(7) 北海道運輸局

- ア 石油等危険物海上輸送事業の指導監督
- イ 海上輸送の連絡調整

(8) 東京航空局新千歳空港事務所

- ア 航空機事故による特別防災区域災害の防止
- イ 特別防災区域飛行の規制
- ウ 各空港との連絡調整

(9) 札幌管区气象台

- ア 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 特別警報、警報、予報等の発表・解説
- ウ 防災訓練への助言、防災知識の啓発普及

(10) 北海道警察本部

- ア 情報の収集、伝達並びに災害原因及び被害状況等の調査
- イ 避難の指示及び誘導、被災者の救出、救護
- ウ 交通規制
- エ 警戒区域の設置及び被災地の警戒警備

(11) 北海道

- ア 防災本部の運営（事務局）
- イ 災害情報の収集、伝達、広報、災害原因及び被害状況等の調査及び関係機関相互の連絡調整
- ウ 危険物、高圧ガス施設の保安確保に必要な指導助言等の実施及び防災資機材の整備
- エ 救援物資の供給、調達
- オ 自衛隊災害派遣の要請
- カ 所轄する道路等の維持管理及び災害対策

(12) 関係市町

- ア 情報の収集、伝達並びに災害原因及び被害状況等の調査
- イ 避難の指示及び指導、被災者の救出、救護及び警戒区域の設定、被害拡大の防止
- ウ 自衛、共同防災組織の指導、育成及び防災教育、訓練の実施並びに防災資機材の備蓄、整備
- エ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言等の実施
- オ 消火活動等の災害防御活動
- カ 所轄する道路等の維持管理及び災害対策

(13) 港湾管理者

- ア 港湾区域及び港湾施設の維持、運営
- イ 港湾関連企業等との連絡調整
- ウ 防災資機材の備蓄、整備

(14) 指定市町村

特別防災区域に係る応援体制の確立及び防災のための協力

(15) 消防機関

(関係市町に準ずる)

(16) 日本貨物鉄道株式会社北海道支社

陸上輸送の確保及び支援

(17) 特定事業所

ア 自衛、共同防災組織等の整備強化及び相互応援態勢の確立並びに防災施設資
機材の整備備蓄

イ 防災教育、防災訓練等予防・応急対策に関する業務の推進

第2編 災害対策

第1章 災害予防計画

特別防災区域は可燃性の液体やガス、有毒性ガスその他の危険性物質が大量に扱われ、災害発生の要因となる危険物等が大量に存在する地域であるとともに、産業活動上の重要な拠点であるため、ひとたび災害が発生した場合には周辺住民の社会生活に被害を与えるばかりでなく、国民経済に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

このため、特定事業者は危険物施設等について関係法令に従い保安対策の徹底を期しているところであるが、特定事業者及び防災関係機関等は各施設の損壊、火災等の各種災害の発生を未然に防ぐとともに被害拡大を防止するため、次の災害予防策を講ずるものとする。

なお、特定事業者は、当該事業所の職員に対する防災教育の徹底を図るとともに、協力会社等（業務委託先を含む。）の関係者に対し防災予防対策の理解と協力を得るよう努めるものとする。

また、これら予防対策は、防災関係機関等が相互に連携を図りながら総合的、効果的に進めることが重要であり、このために平時から防災訓練等により連携・協力体制の強化を図るよう努めるものとする。

第1節 石油・高圧ガス等災害予防計画

防災関係機関等における災害予防対策は、次によるものとする。

なお、北海道石油コンビナート等防災アセスメント調査（平成27年3月実施、令和5年2月更新）による災害想定では、「平常時の事故を対象とした評価」として、平常時（通常操業時）における災害の拡大シナリオや災害の発生危険度、影響度の推定結果をもとに、各地区の主な施設（危険物タンク、高圧ガスタンク、プラント等）における災害想定を分析評価していることから、特定事業所や消防機関等は、その内容を踏まえながら、効果的な災害予防対策を講ずるよう努めるものとする。

1 陸上災害の予防

(1) 特定事業所、自衛・共同防災組織

特定事業者は、その保有する施設等に係る防災について第一次的責任を有するものであり、関係法令及びこの計画に定めるところに従い、危険物等に係る災害の予防に万全を期するものとする。

なお、特定事業者は、上記災害予防計画の趣旨を踏まえ、事業所における安全意識の高揚や施設の点検、保安全管理に取り組むとともに、安全管理マニュアルの作成や防災設備の整備等に努めるものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

高圧ガス関係法令に基づき関係事業所に対し監督、指導を実施するものとする。

(3) 北海道労働局

特定事業所の労働災害の防止について監督、指導を実施するものとする。

(4) 日本貨物鉄道株式会社北海道支社

鉄道安全施設の保全、強化を図るものとする。

(5) 北海道

関係法令及び防災計画に基づき、市町（消防機関）に対する指導、助言及び特定事業所に対する監督、指導を実施するものとする。

(6) 北海道警察本部

所轄する業務について、特定事業所に対し指導助言を行うものとする。

(7) 関係消防機関

消防関係法令に基づき、危険物製造所等の施設の立入検査を実施し、常に適正な状態を維持するよう指導し、必要あるものは措置命令又は是正指導を行うものとする。

2 海上災害の予防

(1) 特定事業所、自衛・共同防災組織

ア 出入タンカーの油受入時の保安に万全を講ずるものとする。

イ 石油等危険物の海上への流出を防止するため、常に施設整備の点検整備を実施するとともに、必要に応じ、入出荷時のオイルフェンスの展張を行うこととする。

ウ 入出荷中の監視体制を強化するとともに、気象条件が急変した場合には入出荷の停止を行うものとする。

(2) 指導監督機関

第一管区海上保安本部、北海道開発局、北海道運輸局、北海道、各市町村及び各機関の地方機関は、法令の定めるところにより船舶の安全の確保、施設整備の保安の確保のため、検査、指導、監督を実施するものとする。

3 航空機事故による災害の予防

(1) 空港事務所

特別防災区域の上空に対する航空法第81条ただし書に定める許可を行わない。また、航空法に定める規制について、航空関係者等に周知及び遵守させることに努めるものとする。

(2) 特定事業所及び関係市町

危険飛行の監視を行い、特別防災区域への危険があると認めたときは、直ちに空港事務所に通報するものとする。

第2節 自然災害予防計画

防災関係機関等は、地震や津波などの自然災害によって生ずる災害の未然防止を図るため、人命を最優先とした上で、積極的な予防対策を実施するものとする。

1 地震災害の予防対策

(1) 特定事業者

液状化の可能性の有無などの地盤特性を把握するとともに、危険物施設等の耐震補強に努め、災害想定を踏まえた特定事業所の特性にあった対策を実施するものとする。

また、漏洩検知器、緊急遮断装置等の保安防災設備を適切に配置し、定期的に点検、整備を行うものとする。

(2) 防災関係機関

関係行政機関は、相互に連絡を密にし、関係法令等に基づき特定事業者等を指導監督する。

2 津波、高潮、波浪等災害に対する予防対策

(1) 特定事業者

襲来が想定される津波の最大浸水深や到達時間に関する情報等を収集し津波の特性を把握するなど、災害想定を踏まえた危険物施設等の補強等に努め、特定事業所の特性にあった対策を実施するものとする。

ア 設備の整備等

- (ア) 漏洩検知器、緊急遮断装置等の保安防災設備を適切に配置し、定期的に点検、整備を行う
- (イ) 非常用電源設備や非常用通報装置等の防災資機材等の浸水対策を講ずる
- (ウ) 危険物容器等が津波により流出しないよう、容器の固定などの流出防止措置を講ずる
- (エ) オイルフェンスの保管場所を津波による影響の少ない場所とすることが可能であるか検討し、可能な場合は保管場所を移動する

イ 津波警報等発表時の緊急措置基準の整備

- (ア) 津波警報等を確実に収集できる体制、避難方法、充填中容器等の閉止措置や施設の緊急停止等に係る基準や実施手順について、予防規程やマニュアル等に定め従業員に周知する
- (イ) 高台、避難ビル等浸水や倒壊のおそれがない避難場所を確保する
- (ウ) 消防自動車その他の防災資機材等を浸水想定場所に設置している場合は、人命を最優先させたいうで、津波警報等発表時に浸水が無い場所へ移動させる方法等について定める

(2) 防災関係機関

関係行政機関は、相互に連絡を密にし、関係法令等に基づき特定事業者等を指導監督する。

3 大雨、強風、落雷等による災害に対する予防対策

特定事業者等は、大雨等に対する次の予防措置を講ずるものとする。

- (1) 集中豪雨により危険物施設等が損傷し、あるいは危険物等が流出しないよう必要な対策を講ずること。
- (2) 強風により危険物施設等が損傷し、あるいは危険物等が飛散しないよう必要な対策を講ずること。
- (3) 落雷による危険物施設等の火災又は爆発が生じないよう必要な対策を講ずること。

第3節 防災施設及び防災資機材等の整備計画

1 整備方針

特定事業所、自衛・共同防災組織及び関係機関は、特別防災区域における災害の発生及び拡大の防止並びに災害時の被害の軽減を図るため、法令等に定める諸施設、設備の整備基準を遵守することはもとより、地域の実情に即した防災施設及び必要な資機材の整備充実に努めるものとする。

2 実施機関

特定事業所、自衛・共同・広域共同防災組織、関係市町、港湾管理者、第一管区海上保安本部、北海道

3 資機材等の整備

- (1) 特定事業所、自衛・共同・広域共同防災組織は、法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の規定に基づく防災資機材等を備え付け、適当な維持管理を行い、防災に万全を期すものとする。
- (2) 関係機関は、防災体制の強化のため、常に危険物の種類に対応した資機材の整備充実を図るよう努めるものとする。
- (3) 特定事業者は、法第16条第5項の規定に基づき、防災資機材等（及び自衛防災組織の防災要員）の現況について、市町長等に届け出なければならない。

4 緩衝地帯の整備

- (1) 関係する地方公共団体は、特別防災区域における災害がその周辺に及ぶことを防止するため、緑地、広場等の緩衝地帯を設置するよう努めるものとする。
- (2) 特定事業所は、地方公共団体の実施する緩衝地帯整備事業に協力するとともに独自にこれに類する施設も含め、緩衝地帯等を設置するよう努めるものとする。

第4節 防災業務等実施計画

1 防災訓練

特定事業所及び防災関係機関は、当該職員に対し災害の発生を防止し、また災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上のため必要な訓練及び教育を積極的に実施するものとする。

(1) 訓練の方法

特定事業所、自衛・共同消防組織、区域協議会、防災本部及びその他の機関は相互に連携し効果的な訓練を実施するものとする。

なお、各訓練の結果について個々具体的な検証を行い、課題等があれば速やかに対策を講ずるとともに次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

また、特定事業者は、協力会社等（業務委託先を含む。）の関係者に対し、訓練への参加など各種協力を得るよう努めるものとする。

さらに、訓練内容によっては、地域住民の理解と協力を得るため、住民の参加・見学にも配慮するものとする。

(2) 訓練の種別

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期すため、次の訓練を実施するものとする。

- ア 緊急通信訓練
- イ 避難救助訓練
- ウ 資機材調達輸送訓練
- エ 防災設備取扱訓練（操作を含む）
- オ 火災防御訓練（危険物、高圧ガス、タンカー等）
- カ 流出油等防除訓練
- キ 装置故障等の異常時処置訓練
- ク 津波警報等発表時における避難及び緊急措置訓練
- ケ その他必要な訓練

(3) 防災本部が行う総合防災訓練

総合防災訓練は次により行うものとする。

- ア 主 唱 防災本部
- イ 共 催 当該特別防災区域の関係市町
- ウ 実施団体 当該特別防災区域の地区連絡会
- エ 実施機関 防災本部構成機関及び訓練協力機関等
- オ 実施内容 その都度防災本部幹事会で決定する「石油コンビナート等総合防災訓練実施計画」による

2 防災教育

特定事業所等は、石油等の取扱者及び従業員に対し、災害の発生を防止し、また発災時の被害を最小限にとどめるため、防災上必要な事項を周知徹底させ、防災意識の高揚を図るとともに、関係する組織・機関はそれぞれの実態に応じ実効ある教育を実施し、又は実施を促進するものとし、特定事業者は積極的に教育を受けさせるものとする。

なお、特定事業者は、協力会社等（業務委託・請負先を含む。）の関係者の理解と協力を得ながら、防災教育を実施するよう努めるものとする。

(1) 教育の種別

- ア 危険物等の特性、貯蔵、取扱い方法等
- イ 危険物等の貯蔵又は取扱い施設の保安に関する技術的基準
- ウ 施設の運転、点検に関する作業基準、規程等
- エ 異常現象発生時における防除・応急措置
- オ 地震、津波等の異常自然現象に関する知識及び被害防止策
- カ その他必要な事項

(2) マニュアルの整備

特定事業者は、施設設備の運転・操作に関する知識・技術の習熟を図るとともに、安全運転に関わる内容をまとめた安全管理マニュアル（定常時、非定常時）を作成し、従業員に徹底するものとする。

既にマニュアルを作成している事業所においても、これを不断に見直すことにより、安全意識の高揚を図るものとする。

(3) 教育実施記録

特定事業所等の防災教育実施主体は、教育実施記録簿を作成して教育内容及び特記事項等を記録しておくものとする。

3 防災業務（法第16条等）

(1) 防災業務の報告等

特定事業者は、自衛防災組織が行うべき防災業務に関する事項について防災規程を定めるとともに、防災業務の実施状況について、定期的に市町村長に報告するものとする。

(2) 防災業務に関する研修

特定事業者は、その選任した防災管理者等に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるよう努めるものとする。

4 地域住民に対する啓発活動等

特定事業者は、施設設備の内容や防災対策の取組みについて、地域住民の理解を得るための啓発活動等を実施するよう努めるものとする。

第5節 特定事業所に対する指導監督等計画

1 防災関係機関等における指導監督等

防災関係機関等は、それぞれ法、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令に基づく立入検査の実施及び許認可、届け出等の機会を通じて、危険物等を有する特定事業所に対する指導、監督等を実施するとともに、特定事業所における自主保安体制への適切な助言を行うなど、災害の未然防止と防災体制の強化に努めるものとする。

2 防災本部における合同立入検査

特定事業所に対する防災対策の適正化を図るため、各防災関係機関の協力により防災本部における合同立入検査を実施し、災害の発生及び拡大の防止等を図るものとする。

(1) 検査実施機関

北海道産業保安監督部

第一管区海上保安本部

北海道労働局

北海道警察本部

北海道（総務部、経済部、関係総合振興局・振興局関係部課）

特別防災区域所轄市町（関係消防機関を含む。）

(2) 実施計画

防災本部（事務局）は、各検査実施機関と協議し、定期的に行う合同立入検査実施計画を毎年度作成し、各防災関係機関及び各特定事業所に対し通知するものとする。

(3) 臨時的な実施

防災本部（事務局）は、検査実施機関と協議し、特定事業所における災害の発生状況や発生頻度等を踏まえ、臨時的に合同立入検査を実施することができるものとする。

この場合、必要に応じて検査実施機関の一部で立入検査を実施することができるものとする。

(4) 実施方法

合同立入検査の実施方法は、その都度、検査実施機関が協議し決定するものとする。

実施方法としては、常に効果的な検査となるよう努めるものとする。

なお、合同立入検査に伴う経費は、検査実施機関及び特定事業所においてそれぞれ

れ負担するものとする。

(5) 実施結果

検査実施機関は、実施結果報告書を作成し、検査実施後 14 日以内に防災本部(事務局)に報告するものとする。

防災本部(事務局)は、実施結果報告書を取りまとめの上、速やかに検査実施機関及び検査対象事業所に通知するものとする。

防災本部(事務局)は、合同立入検査(定期・臨時)の実施状況報告書を毎年度作成し、各防災関係機関及び各特定事業者に対し通知するものとする。

第 6 節 防災に関する調査研究計画

特別防災区域における防災対策を更に有効、円滑に実施するため、関係機関及び特定事業所、自衛・共同防災組織、区域協議会は、単独又は共同して防災に関する情報収集や調査研究を行い、得た情報や知見等の情報共有に努めるものとする。

また、防災本部は、自ら又は関係機関と協力して調査研究等を実施するとともに、必要と認めるときは専門員に専門事項の調査研究の依頼を行うものとする。

第7節 災害想定

特別防災区域内には石油類や可燃性ガス等の貯蔵・取扱施設が数多く設置されており、平常時の事故の他、地震や津波等により漏洩、流出、火災、爆発等の重大な災害が発生するリスクを抱えている。防災計画を有効かつ的確に対応できるものとするためには、あらかじめ、発生する可能性のある災害の想定を行うことが重要かつ不可欠である。

このため法第31条第3項により防災本部は防災計画を修正しようとするときは災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うこととされているが、本道では、東日本大震災の被害状況やこれらにより得られた新たな知見をもとに改訂された総務省消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年3月）」（以下「消防庁指針」という。）に示された手法を基に、道内6つの特別防災区域において起こり得る災害の相対的な危険性を想定し、効果的な予防対策の策定を行うため、平成27年3月に防災アセスメント調査を実施した。

また、北海道における津波浸水想定（北海道日本海沿岸については平成29年2月、北海道太平洋沿岸については令和3年7月に設定）の更新を踏まえ、特定事業所が所有する危険物タンク及び高圧ガスタンクについて、津波による被害を対象とした評価を行い、令和5年2月に当該防災アセスメント調査報告書の内容を更新した。

同アセスメントの概要は次のとおりであるが、各々の特別防災区域における主な施設の状況及び災害想定は各地区要綱に記載する。

1 防災アセスメント調査の実施内容

(1) 対象とする災害

道内の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に存在する危険物タンク等について、以下の状況における漏洩・流出・火災・爆発等の事故・被害を対象とした災害想定を実施した。

ア 平常時の事故

通常作業時における可燃性液体の漏洩・火災、可燃性ガスの漏洩・火災・爆発、毒性ガスの漏洩・拡散等の事故

イ 地震（短周期地震動）による被害

既存の地震動予測結果を前提に、短周期地震動（強震動・液状化）による被害

ウ 地震（長周期地震動）による被害

長周期地震動による危険物タンクのスロッシング（タンク内の液体が地震波と共振して大きく揺れる現象）被害

エ 津波による被害

浸水による危険物タンクの滑動及び浮き上がり被害

オ 大規模災害

上記に起因する大規模災害による被害

(2) 評価対象施設

特別防災区域内の特定事業所に存在する次の施設を対象とした。

ア 危険物タンク

容量500k l以上の第4類危険物の屋外貯蔵タンク、毒性危険物を貯蔵した全ての屋外タンク

イ 高圧ガスタンク

可燃性ガス、毒性ガスを貯蔵した全ての屋外貯蔵タンク

ウ 毒劇物液体タンク

上記アイのいずれにも該当しない毒性液体を貯蔵した全てのタンク

エ プラント

生産設備、発電施設

オ タンカー棧橋

石油タンカー棧橋、LPGタンカー棧橋、LNGタンカー棧橋

カ パイプライン

危険物配管及び高圧ガス導管のうち、事業所間で敷設されたもの

評価に当たっては、上記施設の中から潜在的に危険性の高い施設を抽出し、評価対象とした。

各地区における評価対象施設数（「北海道石油コンビナート等防災アセスメント調査報告書 令和5年2月」から施設数を引用）

特別防災区域	危険物タンク	高圧ガスタンク	毒性液体タンク	プラント	タンカー棧橋	パイプライン	合計
釧路	39	1			8	9	57
苫小牧	269	25		30	26	4	354
石狩	25	9			10	8	52
室蘭	57	23		32	8	6	126
北斗	37				7	8	52
知内	5			2	2	2	11
合計	432	58		64	61	37	652

(3) 調査手法

消防庁指針に示されている手法を基本として、平常時及び地震時の事故・災害に伴い発生する可燃性液体（危険物）の漏洩・火災、可燃性ガスの漏洩・火災・爆発及び毒性ガスの漏洩・拡散等について評価を実施した。

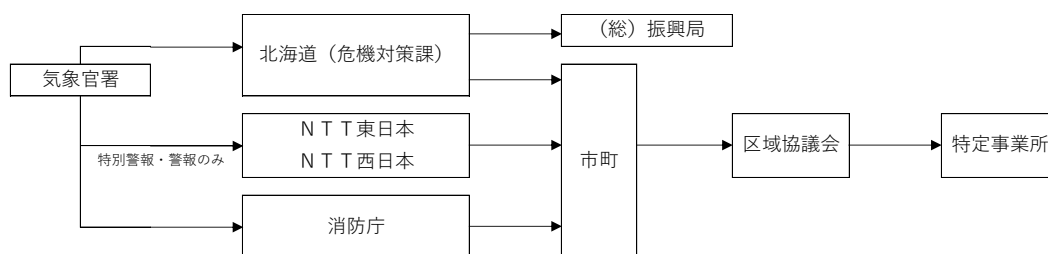
第8節 特別警報、警報及び情報の伝達計画

気象官署から次の警報等が発表されたときは、次により伝達するものとする。

1 伝達する特別警報、警報及び情報

- (1) 地震情報
- (2) 大津波警報（特別警報）、津波警報
- (3) 高潮特別警報、高潮警報
- (4) 大雨特別警報、大雨警報
- (5) 暴風特別警報、暴風警報
- (6) 暴風雪特別警報、暴風雪警報
- (7) その他市町が必要と認めた情報等

2 伝達経路



3 特定事業所の措置

伝達を受けた特定事業所は、防災規程等の定めるところにより、警報等の種類に応じた対策を講じ防災に万全を期すものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 実施責任体制

特別防災区域内において災害が発生若しくは発生するおそれがある場合における
防御又は拡大防止の対策の実施責任は、次のとおりである。

1 特定事業所及び自衛・共同防災組織

防災についての第一次的責任を有することを自覚し、事故の早期検知に努めると
ともに、消防力を動員して災害発生の際の防御及び初期制圧に努めるものとする。

2 現地消防機関

必要に応じ装備及び人員を動員して防災活動を実施し、併せて速やかに防災本部
若しくは現地本部及び関係機関に情報を伝達し、情勢に応じ他の機関の応援を求め
るものとする。

3 防災関係機関

その所掌する分野において速やかに装備、人員を動員し、防災本部若しくは現地
本部と密接な連絡をとり、応急対策を推進するものとする。

4 防災本部

(1) 防災本部の主な業務等（法第27条第3項）

- ア 防災関係機関及び特定事業所等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る
連絡調整
- イ 石油コンビナート等現地本部に対する災害応急対策の実施に関する必要な指
示
- ウ 国の行政機関及び都府県との連絡調整
- エ その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施の推進

(2) 消防庁職員の派遣要請（法第28条第8項）

防災本部長は、災害の応急対策の実施について必要があると認めるときは、消
防庁長官に対し、専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請するこ
ととする。

5 現地本部（法第29条）

防災本部の本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれ
がある場合において特別の必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

なお、現地本部の組織（構成員）については、各地区要綱において定める。

(1) 設置基準

災害の規模が著しく大きく、緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると認めるとき。

(2) 設置場所

当該市町等の消防本部又は災害現地において連絡調整に適する場所

(3) 配 備

ア 現地本部が設置されたときは、現地本部員は速やかに設置場所に集合するものとする。

イ 現地本部員が直接設置場所に集合できない事情があるときは、その属する機関若しくは下部機関の職員を代理者として現地本部に派遣するものとする。

ウ 現地本部員が現地本部に代理者を派遣する場合は、遅滞なく現地本部長に報告するものとする。

(4) 現地本部長等の役割

ア 現地本部長（所轄総合振興局・振興局長）

現地本部の業務が円滑に行われ、迅速かつ統一的な防災活動が実施できるよう総合調整を行うものとする。

イ 現地副本部長（関係市町長）

現地本部長を補佐するものとする。（防災本部長の判断で必要に応じて複数置くことができる。）

ウ 現地本部長代理

現地本部長代理は、現地本部長の職務を代理する（防災本部長の判断で必要に応じて置くことができる。）。

(5) 現地本部の業務

ア 現地本部員会議の開催

イ 情報の収集及び分析

ウ 関係機関等の活動状況の把握

エ 応急対策、避難対策の実施方法の調整並びに実施及び推進

オ 防災関係機関の相互連絡並びに防災本部への報告

カ 必要がある場合の報道機関への発表

キ その他必要な防災活動の実施に関する業務

(6) 廃止基準

災害の拡大のおそれなくなり、かつ、災害応急活動が完了し、又はおおむね完了したと認めるとき。

(7) 設置及び廃止の手続き

ア 防災本部長は、現地本部を設置しようとするときは、災害の事象に応じ、市町長又は消防長、海上保安部（署）等長の意見を聞くものとする。ただし緊急に現地本部を設置すべき特別の理由がある場合はこの限りではない。

イ 防災本部長は、現地本部を設置したときは、防災本部員に次の事項を通知するものとする。

(ア) 設置日時及び場所

(イ) 災害の状況

(ウ) その他必要な事項

ウ 防災本部長は、現地本部を廃止するときは現地本部長の意見を聞くものとする。

第2節 災害情報の収集・伝達・広報計画

異常現象の通報は応急対応の端緒となる重要な措置であり、迅速かつ的確に実施されることが必要であり、防災関係機関等は相互に協力し必要な情報の収集及び通報伝達を行い、災害応急対策の円滑な実施を図るものとする。

1 異常現象の範囲

(1) 出 火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるもの利用を必要とするもの。

(2) 爆 発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆発現象で、施設、設備等の破損が伴うもの。

(3) 漏 洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他の有害な物質の漏洩。

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収、除去を除く。）を必要としない程度のもものを除く。

ア 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの。

イ 発見時に漏洩箇所が特定されたものであつて、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修剤等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したものの。

(4) 破 損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破損、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれなくなったものを除く。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記(1)から(4)に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

(6) 武力攻撃に伴う災害

武力攻撃に伴って発生した特別防災区域に係る災害については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第104条及び火災・災害等即報要領の一部改正について(平成16年9月17日付け消防震第67号消防庁長官通知)に基づき、異常現象として取扱うものとする。

2 異常現象の通報

特定事業所において、前記1の異常現象について通報を受け、又は自ら発見したときは、法第23条第1項に基づき、次により、直ちに通報するものとする。

(1) 特定事業所の通報

ア 通報責任者

特定事業所の防災管理者(不在の場合はこれに代わる副防災管理者等)

イ 通報先

特定事業所を所管する消防機関

ウ 通報内容

第1報は判明した範囲において行い、その他の状況は逐次報告するものとする。

(ア) 異常現象が発生した事業所名及び所在地、日時

(イ) 異常現象の種別(出火、爆発、漏洩、破損、暴走反応等、武力攻撃の別及び燃焼又は漏洩している物質の種類)

(ウ) 死傷者及び要救助者の有無

(エ) 異常現象の規模及び態様(流出・漏洩範囲や被害の拡大見込み等)

(オ) 入門口が多い場合は、消防機関が進入すべき事業所の入門口

(カ) 対応状況(活動機関、活動状況、警戒区域設定状況、施設運転状況等)

(2) 消防機関の措置

ア 異常現象の通報を受けた消防機関の長は、直ちにその旨を防災本部(総合振興局・振興局経由)、警察署、海上保安部(署)(被害が海域に及ぶおそれがある場合に限る。)に通報するものとする。(法第23条第2項)

イ 消防機関の長は、上記通報措置のほか、異常現象の状況により災害が発生す

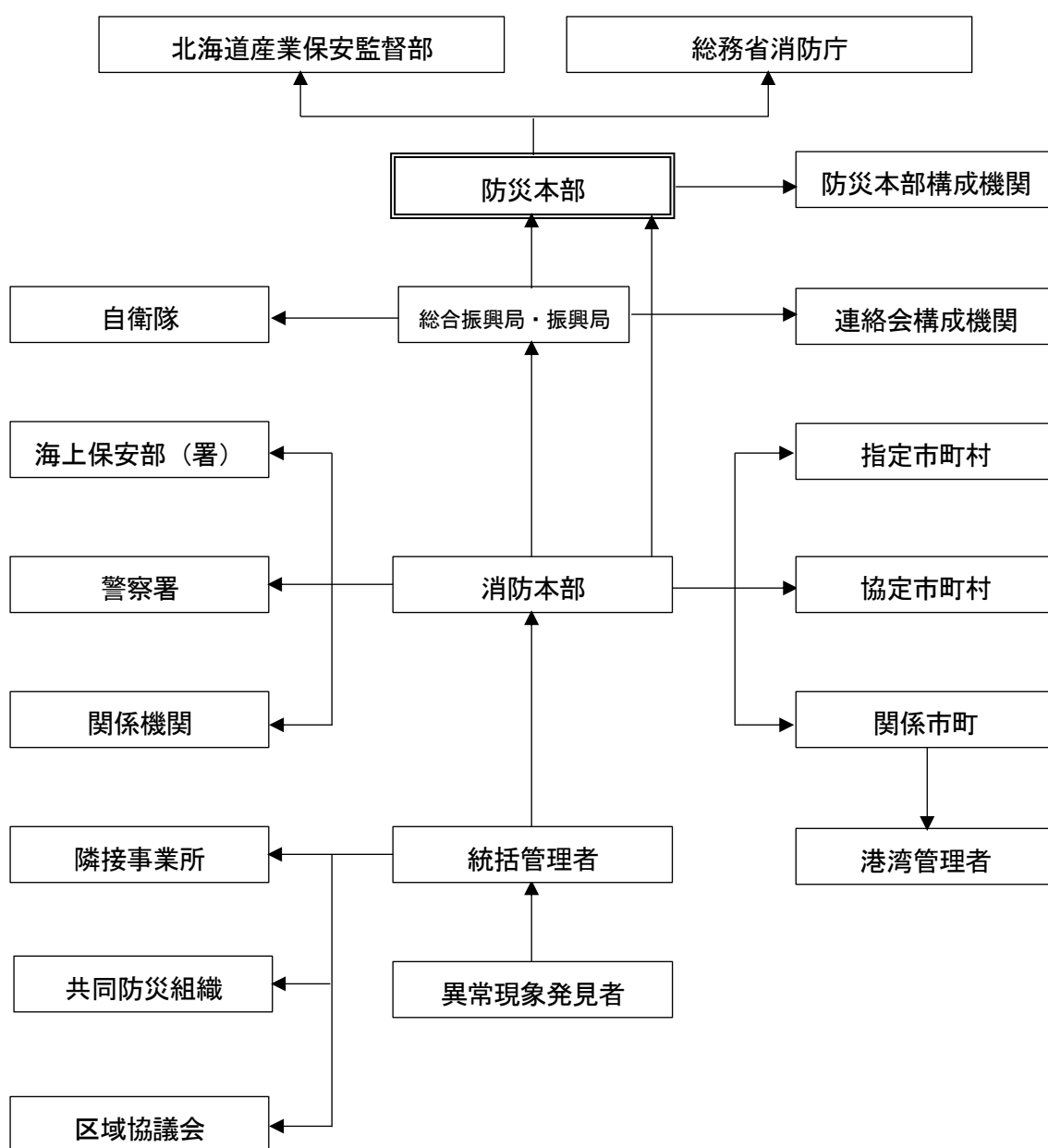
るか又は発生のおそれがあり、通報の必要があると判断した場合は、速やかに次の系統図により関係機関に通報するものとする。

(3) 防災本部の措置

防災本部長は、前項アの通報を受けた場合、異常現象の状況によって防災本部構成機関のうち必要な機関に通報するものとする。

(4) 通報系統図

通報系統図は次のとおりとする。



3 災害情報の伝達

(1) 防災本部及び防災関係機関

災害の通報を受けた防災関係機関は、災害情報を積極的に収集し防災本部（現地本部が設置されたときは現地本部）に逐次報告する。防災本部は防災関係機関に連絡するとともに、防災関係機関相互においても情報交換に努め、災害応急対策の円滑な実施を図るものとする。

(2) 特定事業所

特定事業所は、法第23条第1項の異常現象の通報義務を踏まえ、防災規程等によりあらかじめ通報責任者を定めるとともに、通報責任者が不在等の場合に備えた通報伝達体制を確立しておくものとする。

(3) 連絡窓口の明確化

防災関係機関及び特定事業所は、情報の収集及び伝達の迅速、かつ確実を期するためあらかじめ担当する窓口を定め、非常事態の通信連絡を確保するものとする。

(4) 通信網の確保

災害の発生時における通信連絡は、有線、無線電話等のうち最も迅速かつ的確な方法で実施するものとするが、自己の保有する通信施設が途絶し使用不能なときは、他の防災関係機関及び特定事業所の通信施設等の利用により災害情報の迅速な通信に努めるものとする。

4 災害広報

特定事業所及び防災関係機関は、正確な情報を迅速に提供することにより、災害時における社会的混乱の防止、住民の安全確保及び不安解消のため広報活動を実施するものとする。

(1) 広報の内容

災害広報の内容は、災害の状況、避難の指示や交通規制の状況、住民の取るべき措置、災害応急対策の実施状況、今後予想される災害の態様及びその他必要な事項とする。

ア 特定事業者

- (ア) 事故が発生した場合には、住民に対し、その原因と今後の対策等を積極的に広報する。
- (イ) 災害発生時に、災害の発生場所や災害の経過、避難の必要性や方法等の情報を住民に的確に知らせるための方策についても事前に協議するよう努める。
- (ウ) 防災訓練を実施するときには住民に参加・見学を呼びかけるなど、平時から住民とのコミュニケーションを深めるよう努める。

イ 防災本部

防災本部及び現地本部が設置されている場合の当該現地本部は、災害の状況等を取りまとめて報道機関への発表を行うものとする。各特定事業所及び関係機関の個別広報活動を妨げるものではないが、広報を実施する場合は各機関の連絡調整に留意するものとする。

広報時間は防災本部にあつては道政記者クラブ、現地本部にあつては地元記者クラブと協議して定めるが、発表は同時に公平に行うよう留意する。

(2) 広報の方法

多様な広報手段（ラジオ、テレビ、新聞、広報車両、インターネット、エリアメール、自治会役員や消防団員等による戸別訪問等）を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとする。

5 事故報告等

特別防災区域における事故報告は次によるものとする。

(1) 火災・災害等即報

関係消防機関においては、火災・災害等の即報について、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条に基づく「火災・災害等即報要領」（最終改正：平成20年9月9日消防庁第267号）第2号様式により、判明次第、逐次、道（総合振興局・振興局又は総務部危機対策課）に報告するものとする。

また、直接即報基準（特に迅速に消防庁に報告すべき基準）に該当する火災・災害等が発生した場合には（該当するおそれがある場合を含む）、直接消防庁に報告するとともに道（総合振興局・振興局又は総務部危機対策課）にも報告するものとする。

(2) 災害応急措置の概要等の報告（法第26条）

防災関係機関及び特定事業者は、実施した災害応急措置の概要を防災本部（事務局）に逐次報告するものとする。

また、特定事業者は災害発生後遅滞なく、災害の原因を究明するとともに再発防止策を取りまとめ、関係消防機関に報告するとともに、その内容を防災本部（事務局）に報告するものとする。

(3) 定期事故報告

関係消防機関においては、特別防災区域内の事故について、「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の改正について（平成21年3月11日付け消防庁危険物保安室長（消防危第39号）、特殊災害室長（消防特第49号）通知）により、年4回定期報告をするものとする。

火災・災害等即報様式（石油コンビナート特別防災区域内の事故）

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { <ul style="list-style-type: none"> 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故 	報告日時	年	月	日	時	分
	都道府県					
	市町村 <small>（消防本部名）</small>					
	報告者名					

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()										
発生場所											
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他									
発生日時 (覚知日時)	月	日	時	分	発見日時	月	日	時	分		
	(月)	(日)	(時)	(分)	鎮火日時 (処理完了)	(月)	(日)	(時)	(分)		
消防覚知方法									気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()				物質名						
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()										
施設の概要					危険物施設の 区 分						
事故の概要											
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人				負傷者等						
					重 症 人 (人)						
					中 等 症 人 (人)						
					軽 症 人 (人)						
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況					出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材				
					事 業 所	自 衛 防 災 組 織	人				
						共 同 防 災 組 織	人				
						そ の 他	人				
					消 防 本 部 (署)		人				
					消 防 団		人				
					消 防 団 員 へ リ コ ー プ タ ー		人				
					海 上 保 安 庁		人				
				警 戒 区 域 の 設 定 月 日 時 分		自 衛 隊	人				
				使 用 停 止 命 令 月 日 時 分		そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況											
その他参考事項											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3節 避難救護計画

特別防災区域に係る災害から地域住民及び特定事業所の従業員等の生命身体を保護するため、関係機関の連携を保ちつつ、迅速な避難救護措置を講ずるものとする。

1 警戒区域の設定

(1) 設定の基準（基本法第63条）

ア 市町長

市町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

イ 警察官又は海上保安官

警察官又は海上保安官は、市町長（権限の委任を受けた市町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町長から要求があったときは警戒区域を設定することができる。この場合、直ちに警戒区域を設定した旨を市町長へ通知するものとする。

ウ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。

この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町長に通知するものとする。

(2) 規制の内容

ア 市町長等は、警戒区域を設定したときは、ロープ等によりこれを明示し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 市町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するものとする。

(3) 知事による代行（基本法第73条）

知事は、災害が発生した場合、当該災害の発生により市町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町長に代わって警戒区域を設定することとする。

2 火災警戒区域及び消防警戒区域の設定（消防法第23条の2、第28条）

（1）消防機関

ア 消防長又は消防署長は、人命又は財産の保護、災害の発生防止を図るため、必要に応じて火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用の禁止、応急対策に従事する者以外の者の退去、出入の禁止又は制限をすることができる。

この場合において消防長又は消防署長が自らその措置をとることができないときは、警察署長に要求する。

イ 消防吏員又は消防団員は、火災の現場において消防活動の確保を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の退去、出入の禁止又は制限をすることができる。

この場合において、自らその措置をとることができないときは、警察官に要求する。

（2）警察

ア 消防長又は消防署長（権限の委任を受けた消防吏員又は消防団員を含む）が現場にいないとき又は消防長等から要求があったときは、警察署長は火災警戒区域を設定することができる。

この場合、直ちに火災警戒区域を設定した旨を消防長等に通知しなければならない。

イ 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、警察官は消防警戒区域を設定することができる。

3 避難の実施

特別防災区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体を保護するため、当該市町長等避難の実施責任者が特別防災区域及び隣接地区の住民に対して迅速な避難措置を講ずるものとする。

（1）避難実施責任者及び措置内容

ア 市町長（基本法第60条）

市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体を災害から保護するために必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告又は指示することができる。

イ 警察官（基本法第61条）

警察官は、関係市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったときは、必要と認める地域の必要と認

める居住者等に対し避難のための立退きを指示することができる。

この場合は、直ちに市町長にその旨を通知する。

ウ 海上保安官（基本法第61条）

海上保安官は、関係市町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し避難のための立退きを指示することができる。

この場合は、直ちに市町長にその旨を通知する。

エ 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣等を命じられた部隊等の自衛官は警察官がその場にはいない場合に限り、住民に対し、避難について必要な措置を行うことができる。

オ 知事（基本法第60条）

知事は、災害発生により市町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は、当該市町長に代わって実施するものとする。

カ 特定事業者

特定事業者は、事業所内の従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、自主的に避難の措置を行う。

この場合は、速やかに市町長にその旨を報告するものとする。

(2) 避難指示の方法

避難情報の伝達は、市町地域防災計画に定めるところに準じて行い、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮し、広報車、警鐘、サイレン、放送設備、電子メールなどの分かりやすい多様な手段を使い、かつ、道内放送機関に対する放送の要請を防災本部に依頼する。

また、経路の要所に誘導員を配置し、避難場所経路を明示し迅速安全に実施する。

(3) 避難指示後の措置

ア 市町

直ちに避難所を開設するとともに、避難の状況を速やかに防災本部長（現地本部が設置されたときは現地本部長）に報告するものとする。

イ 警察

避難路の確保、交通整理・誘導等のほか、避難地域の警ら警戒活動を強化し、二次災害の防止に努め、民心の安定に努めるものとする。

ウ 海上保安部・署

災害が船舶に及ぶ危険のある場合は、付近に停泊している船舶を港外等の安全な場所に避難させるため、必要な指示を行う。

(4) 避難場所及び経路

各特別防災区域地区連絡会作成の災害対策要綱に定めるところによる。

4 交通規制の実施（基本法第76条、道路法第46条等）

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において防災活動を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関は相互に連携しながら発生した災害の規模、態様に応じ次によりそれぞれに定める交通規制を行うものとする。

(1) 規制の実施

ア 道路管理者

直ちに緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を行い、道路の破損、決壊等の状況に応じて応急工事により避難誘導路線及び災害対策関係車両の交通の確保を図るとともに、警察と緊密な連絡をとりながら通行規制を行う。

イ 警察

被災者の救助救出、避難誘導路線及び災害対策関係車両の通行路線を確保するため、道路管理者と緊密な連絡をとりながら交通規制を行う。

ウ 海上保安部・署

必要に応じ周辺海域における船舶の退去、進入禁止等を命じ、又は船舶の航行の制限若しくは禁止等の措置を行う。

エ 空港事務所

関係機関の要請等に応じて行に関する規制を行う。

(2) 規制の区域

規制の区域は、災害の発生場所、種別、規模、拡大の見通し、天候等により決定し、状況によりその区域の拡大、縮小、一部解除等弾力的に運用するものとする。

(3) 道路規制の要領

ア 規制区域の必要場所に警察官及び道路監理員を配置するほか、道路標識を設置して行うものとする。

イ 規制区域内には、防災関係車両以外の通行を禁止又は制限するとともに、必要に応じ災害関係車両の誘導を行うものとする。

ウ 避難路と緊急輸送路は、可能な限り分離するものとする。

(4) 関係機関への連絡

交通（海上や空路を含む）の規制を実施した場合は、速やかにその内容を防災本部長（現地本部設置されたときは現地本部長）及び関係機関へ連絡するものとする。

(5) 広報の実施

交通規制を効果的に実施するため、主要交差点、う回路入口等に立看板、案内板等を掲示するほか、財団法人日本道路交通情報センター及びラジオ・テレビ等の報道機関を通じて、交通規制の期間、区域、種別及びう回路の状況等を積極的に広報し、その周知徹底を図るものとする。

5 救急医療体制

(1) 救急活動実施機関

陸上における救急活動は消防機関が、海上における救急活動は海上保安機関が中心となって実施し、他の機関はこれに協力するものとする。

(2) 実施方法

救急活動は迅速的確に実施するものとし、特に救急搬送を要するときは、救急車、救急船艇、ヘリコプター等はもとより、消防車、一般車両の転用及び借上車等の使用を図るなど臨機の措置を講ずるとともに、必要が生じた場合は現地に救護所を設置し、円滑な救護、医療体制の確立を図るものとする。

なお、防災本部長は、被害の状況に応じ保健所、公立病院及び診療所等医療機関に救護班の出場を指示若しくは依頼するとともに、日本赤十字社北海道支部及び北海道医師会に応援の要請を行うものとする。

(3) 救急医療機関等の状況

救急医療機関等の状況は、各特別防災区域地区連絡会で作成する災害対策要綱に定めるところによる。

第4節 災害に対する応急措置計画

特別防災区域に係る火災、爆発、漏洩、流出、その他の災害に際し、関係機関は災害の事象に応じ、次の現場活動を実施する。

なお、活動にあたっては、人命の救助・救護を最優先としつつ、災害の拡大防止及び二次災害の未然防止に努める。

1 陸上災害に係る応急措置計画

(1) 特定事業所、自衛・共同防災組織

ア 発災事業所においては、事故の早期検知に努めるとともに、検知後は直ちにこの計画に基づき関係機関に通報するとともに防災規程の定めるところにより初期防御活動を開始し、初期制圧に努める。

イ 要救助者の救助及び負傷者の応急措置を行い、医療機関に搬送する。

ウ 油流出の場合は、火気の使用を直ちに停止し、内容物の空タンクへの移送や土のうによる拡大防止など、漏洩物の局所化対策に努める。

エ 発災事業所及び近隣の特定事業所においては、火災、爆発等の延焼・誘爆を避ける等の措置を講ずる。

オ 発災事業所及び近隣の特定事業所は、火災・爆発、油流出等が起こった場合で特別防災区域内に影響を及ぼすおそれがあるときは、直ちに安全のための諸施設設備を点検し、保安に努める。

カ 周辺住民等に影響が予想される場合は、本章第2節の4「災害広報」に基づき、速やかに広報活動を開始する。

(2) 消防機関

ア 発災の通報を受け、若しくは自ら覚知したときは、直ちにこの計画に基づき関係機関に通報するとともに、緊急防御活動を実施する。

イ 現場に到着した消防部隊の指揮者は、災害発生事業所の情報提供担当者から、要救助者の有無、発災場所の位置や周辺施設の状況、プラントの温度や圧力（通常時、発災時）、取扱物質や中間生成物の情報、消防活動上配慮が必要な情報（可燃性物質・毒劇物・放射性物質等の情報、注水の可否の情報等）、主な貯蔵取扱施設や防災施設の位置や概要等、有害物質の漏えいや飛散物質による外部への影響の可能性、その他事業所の特性に応じて説明すべき情報の提供を受け、現場の指揮にあたる。

ウ 要救助者の救助及び負傷者の応急措置を行い、救急隊により医療機関に搬送する。

エ 周辺住民等への影響が予想される場合は、速やかに広報を行う。

(3) その他関係機関

災害の発生を覚知したときは、直ちに防災本部と緊密な連絡をとり、第1編第6章の2「関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2 海上災害に係る応急措置計画

(1) 特定事業所、自衛・共同防災組織

ア 出入船舶等による油流出及び海面火災発生の場合は、陸上災害に準じた措置を講ずる。

イ ア以外の場合で、海面に油が流出若しくは海面火災が発生し、当該事業所に影響を及ぼすおそれのある場合は、陸上災害の場合と同様の措置を講ずる。

(2) 海上保安部・署

発災の通報を受け、若しくは自ら覚知したときは、直ちにこの計画に基づき関係機関に通報するとともに、巡視船艇等を現場に出動させ、次の防災措置を講ずる。

ア 石油類及び有毒物質等の漏洩流出

(ア) 海上への流出のおそれがある場合は、発災事業所及び関係機関との連絡を密にし、嚴重警戒を行うとともに、火災の発生の防止及び拡散防止等について必要な措置を講ずる。

(イ) 海上への流出があった場合は、関係者に対し火災の発生防止、拡散防止措置及び防除措置について指導するほか、自ら必要な措置を講ずる。

(ウ) 海域において船舶交通の安全上必要があると認めるときは、その海域内の船舶に対し、火気の使用禁止、又は海域からの移動を命じ、あるいは航行の制限又は禁止等必要な措置を講ずる。

(エ) 必要に応じ、巡視船艇、航空機等の増援について措置する。

イ 海面火災及び船舶火災

大津波警報・津波警報の発表時には、船舶に対し無線等での通報並びに巡視船艇、航空機による周知を直ちに実施するとともに、必要に応じて特定事業者等に周知する。

(ア) 巡視船艇等により消火作業及び船舶乗組員等の救出を行うとともに、付近船舶及び陸上への延焼防止の措置を講ずる。

(イ) 必要に応じ、火災船舶、延焼のおそれがある船舶及びその他の財産について処分等の措置を行う。

(ウ) 必要に応じ、火災船舶を他の水域へえい航し、又はえい航を指示する。

(エ) 必要に応じ、危険水域を設定し、同水域における船舶に対し移動を命じあ

るいは航行の制限又は禁止の措置を講ずる。

(オ) 必要に応じ、オイルバーज等による残油の抜取り作業を指示する。

(カ) 必要に応じ、巡視船艇、航空機等の増援について措置する。

(3) 消防機関

接岸中の船舶の火災、油流出、岸壁施設に接する場所の流出油火災の通報を受けた場合は、消防部隊を出動させるとともに、直ちに定められた防災機関へ通報する。

(4) 港湾管理者

港湾機能に支障を来たすおそれがある場合、又は海上保安部（署）若しくは市町（消防機関を含む。）から協力を求められた場合は、積極的に応急活動に協力するものとする。

(5) その他の関係機関

災害の発生を覚知したときは、直ちに防災本部と緊密な連携をとり、第1編第6章の2「関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

3 けい留船舶に係る災害応急措置計画

けい留船舶に係る災害が発生したときは、特定事業所及び関係機関は、陸上及び海上災害に準じた措置を講ずるものとする。

なお、消防活動に当たっては、消防機関を主とし海上保安部・署はこれに協力するものとする。

第5節 自然災害に対する応急措置計画

地震、津波その他の自然現象が発生し、又は発生のおそれがある場合において、人命を最優先とした上で、これら自然現象による火災、爆発等の二次災害の発生及び拡大を防止するため、応急措置については次により実施するものとする。

1 地震

(1) 特定事業所、自衛・共同防災組織

- ア 地震に関する情報等必要な情報の収集及び伝達を的確に行うこと。
- イ 二次災害の発生及び拡大防止のため、各施設等の緊急点検、補強、又は装置等の緊急停止等必要な措置を的確に行うこと。同時多発の被害の場合は重要施設（人命危険、災害の拡大危険）を優先して措置する。
- ウ 災害が発生した場合は、通報系統図に基づき消防機関等へ通報すること。
- エ 発災事業所は、被害の程度により、隣接事業所に対して協力依頼等を連絡すること。
- オ 隣接事業所等は予め締結している相互応援協定等に基づき、協力依頼を受けたときは積極的に応援すること。
- カ 大規模地震が発生した場合は災害が同時多発するおそれがあるため、公設消防機関は一般地域の災害対応に追われることも考慮し、自衛・共同防災組織の限られた消防力でも最大限の応急活動が行えるよう人員や資機材の効率的な運用を行うよう考慮すること。

(2) 消防機関

- ア 地震に関する情報を収集し、区域協議会に（区域協議会は特定事業所に）連絡すること。
- イ 地震の程度により出動の準備態勢をとるとともに、必要と認める場合は、警戒出動を実施すること。

(3) その他の関係機関

地震情報、被害状況の把握に努め、警戒体制をとる等必要な措置を講ずること。

2 津波及び高潮

津波及び高潮に係る特別警報又は警報が発表された場合は、人命尊重を最優先とし、次の措置をとるものとする。

なお、津波は、長時間にわたり繰り返し襲来することも考えられるので注意が必要である。

(1) 特定事業所、自衛・共同防災組織

ア 海上入出荷作業を中止すること。

イ 荷役中の船舶は荷役作業を中止するとともに、直ちに離岸し港外へ避難すること。

ウ 自衛防災組織及び共同防災組織は、必要に応じて浮遊するおそれのある物件を固定又は除去するとともに、給排水口の閉鎖等の措置をとること。

エ 津波災害に対する初期防御措置は、「措置開始時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻」から、「退避時間」（退避に要する時間）及び「安全時間」（安全・確実に退避を完了するよう余裕を見込んだ時間）を差し引いた時間が活動可能時間となり、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避すること。

オ 平時から、従業員及び作業員等の避難を実施する体制を確立するため、退避命令を確実に伝達する手段、緊急退避場所、退避経路等について確認しておくこと。

(2) 消防機関

ア 津波及び高潮に関する情報を収集し、区域協議会に（区域協議会は特定事業所に）連絡すること。

イ 特定事業所等のとるべき措置について指導すること。

ウ 沿岸住民及び特定事業所等に対して、広報車等により避難等について広報すること。

(3) 関係市町

ア 広報車等により沿岸住民に対して避難指示をすること。

イ 避難誘導及び避難所開設の措置を講ずる。

(4) 海上保安部・署

ア 船舶等に対し警報を伝達すること。

イ 必要に応じ巡視船艇及び航空機を出動させ付近海域の警戒を実施するとともに、船舶に対して避難指示をすること。

(5) その他の関係機関

津波情報、高潮情報及びこれらに伴う被害状況の把握に努め、警戒体制をとる等必要な措置を講ずること。

第6節 自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画

特別防災区域において災害が発生し、人命及び財産の保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

1 災害派遣の要請

(1) 要請権者

北海道知事（総合振興局・振興局長）

第一管区海上保安本部長（海上災害に限る）

(2) 要請先

ア 陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号	関係特別防災区域
北部方面総監	防衛部防衛課 運用室	札幌市中央区 南26条西10丁目	011-511-7116 (内線 2574~6)	全地区
第5旅団長	第3部防衛班	帯広市南町 南7線31番地	0155-48-5121 内線 2953 (当直 2300)	釧路地区
第27普通科連隊長 (釧路駐屯地司令)	連隊第3科	釧路郡釧路町 字別保112	0154-40-2011 内線 236 (当直 302)	
第7師団長	第3部防衛班	千歳市祝梅1016	0123-23-5131 内線 2275 (当直 2208)	苫小牧地区 及び室蘭地区
第11旅団長	第3部防衛班	札幌市南区 真駒内17	011-581-3191 内線 2134 (当直 2300)	石狩地区、北斗 地区知内地区
第28普通科連隊長 (函館駐屯地司令)	連隊第3科	函館市広野町 6-18	0138-51-9171 内線 237 (当直 502)	北斗地区及び 知内地区

イ 海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号	関係特別防災区域
大湊地方総監	防衛部3室	むつ市大湊町4-1	0175-24-1111 内線 2224 (当直 2222)	全地区
函館基地隊司令	警備科	函館市大町10-3	0138-23-4241 内線 224 (当直 300)	全地区

ウ 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話番号	関係特別防災区域
北部航空方面隊 司令官	防衛部	青森県三沢市 後久保125-7	0176-53-4121 内線 2353 (当直 3901)	全地区
第2航空団司令	防衛部	千歳市平和	0123-23-3101 内線 2231 (当直 3800)	全地区

※ 派遣要請に当たっては事前に最寄りの部隊と連絡調整の上行うこと。

(3) 要請手続等

ア 市町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に依頼する。

この場合において、市町長は必要に応じてその旨及び当該市町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) 派遣部隊が展開できる場所

(オ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事柄

イ 要請権者は、前項により派遣要請を受領し、その適否を審査して必要と認めた場合は、速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

ウ 市町長等は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通知することができる。

ただし、この場合速やかに要請権者に連絡し、上記アの手続を行うものとする。

(4) 経費等

ア 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理市町等）において負担するものとする。

(ア) 資材費及び機器借上料

(イ) 電話料及びその施設費

(ウ) 電気料

(エ) 水道料

(オ) くみ取料

イ その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

2 災害派遣活動

災害派遣時における自衛隊の実施する支援活動等は、通常次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 給食及び給水
- (10) 救援物資の無償貸与又は譲与（防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号））
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣することができる。

この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

災害に際し自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合で、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- (4) その他、上記に準じ特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

5 自衛隊との連携強化

(1) 総合調整

防災本部長（知事）は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して適切な役割分担の調整等を行い、自衛隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

(2) 連絡体制の確立

知事、市町長等は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(3) 連絡調整

知事、市町長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請する特定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれらに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官等職権を行う者がその場にいらない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとするが、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入り（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急通行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第7節 防災資機材等の調達計画

災害時における応急対策の実施に際し、特定事業所、自衛・共同防災組織及びその他の関係機関の資機材が不足する又は不足するおそれがある場合は、災害応急対策に万全を期すため次により調達を図るものとする。

1 調達先

特定事業所、消防機関及びその他の関係機関は、防災活動に必要な資機材の備蓄状況について、相互に情報を交換する等常にその種類、数量、輸送方法等を把握し、災害が拡大した場合は、迅速な調達を図るものとする。

なお、発災事業所又は応急対策を実施する機関の調達では防災資機材が不足する又は不足するおそれがある場合は、市町長等の依頼により防災本部長は必要資機材の調達方につきあっせんを行うものとする。

2 調達手続

防災資機材を調達する場合は、調達先に対し次の事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 災害状況及び調達理由
- (2) 必要とする資機材等の種類及び数量
- (3) 輸送方法
- (4) その他必要な事項

3 輸送方法

(1) 陸上輸送

特定事業所及び消防防災関係機関の車両若しくは災害派遣要請による自衛隊の車両を使用して輸送する。

(2) 海上輸送

特定事業所、海上保安部（署）及び北海道開発局の船艇若しくは災害派遣要請による自衛隊の艦艇を使用して輸送する。

(3) 航空輸送

関係機関の航空機又は災害派遣要請による自衛隊の航空機を使用して輸送する。

第8節 相互応援協力計画

防災関係機関等は、特別防災区域において発生した災害の規模・態様に応じ、的確かつ迅速に必要な応援要請等を行い、災害の拡大防止を図る。

1 特定事業所の措置

特定事業所は、常に同一特別防災区域の他の事業所等、共同防災組織、他の特別防災区域の特定事業所及び共同防災組織と共同して災害発生の予防に努め、調査研究を行うほか、災害発生の際には防災要員の動員及び資機材の調達等について相互に応援体制を組むものとする。

2 市町の措置

- (1) 市町は、大規模災害が発生し、被災市町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、他の市町村との相互応援協定等に基づき応援を要請するほか、道に応援を要請する。
- (2) 市町は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、応援の受入体制の充実強化に努めるものとする。

3 消防機関の措置

- (1) 消防機関は、大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援等を要請する。
また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請する。
- (2) 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、応援の受入体制の充実強化に努めるものとする。

4 道の措置

- (1) 道は、災害の規模が著しく大きいため防災本部の総力を結集しても十分な災害応急対策ができないと認めるときは、国（消防庁等）に応援を要請するほか、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、協定締結都府県に対して応援を要請する。
また、道は必要に応じ、消防庁に広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請する。
- (2) 道は、他都府県の応援が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊の受援計画を策定するなど、応援の受入体制の充実強化に努めるものとする。
- (3) 道は、道内の特別防災区域において大規模災害が発生し、被災市町単独では十

分に災害応急対策を実施できないと判断した場合は、他の市町村による応援の実施を図る。

5 海上保安部（署）と消防機関との相互応援計画

海上保安部（署）と消防機関は、その相互間で締結している業務協力に基づき、相互に応援協力するものとする。

6 応援協力要請方法

応援協力の要請方法はそれぞれの応援協定に定めるところによるが、その他の場合には、次の事項を明らかにして要請し、要請先と協議のうえ行う。

- (1) 災害状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする職種別の人員数
- (3) 応援を必要とする防災資機材等の種類及び数量
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 応援を必要とする区域及び活動内容
- (6) その他必要な事項

第3章 災害復旧計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

特別防災区域に係る公共施設の災害復旧は、各関係機関が連携して発生原因を調査し、その結果を考慮して、類似災害の再発を防止する上で必要な措置を講ずるものとする。

なお、応急処理終了後は、これらの状況を十分考慮の上、相互に連携をとって道路、港湾、電気、ガス、水道、通信及びその他の公共施設の復旧の実施を図るものとする。

第2節 石油コンビナート施設等の災害復旧計画

特定事業者は、災害復旧に必要な資機材等の早期確保に努めるものとする。

また、災害の発生原因や被害状況についての検証を踏まえ、施設等の被害の再発を防止するために必要な施設の新設又は改良に努めるなど、再発防止策の徹底に努めるものとする。

第3節 防災計画の見直し強化

防災本部は、特別防災区域に係る災害が発生した場合には、その都度、災害における課題を踏まえ、類似災害の発生防止及び発災時の被害極小化を図る観点から、本編第1章（災害予防計画）及び第2章（災害応急対策計画）を見直し、必要に応じ計画の強化を図るものとする。

第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号 以下「日本海溝・千島海溝特別措置法」という。）第3条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定され、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画に定めのない事項については、北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより実施することとし、当該区域における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の円滑な推進を図るものとする。

第2節 推進地域

この計画において対象とする地域は、日本海溝・千島海溝特別措置法 第3条第1項に基づく地域のうち、石油コンビナート等特別防災区域のある釧路市、苫小牧市、厚真町、室蘭市、北斗市及び知内町の4市2町とする。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

1 道、市町、その他の関係機関

釧路・苫小牧・室蘭・北斗・知内地区に係る地震等の防災に関し、北海道、釧路・苫小牧・室蘭・北斗・知内地区の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、釧路市、苫小牧市、厚真町、室蘭市、北斗市、知内町、指定公共機関、指定地方公共機関及び釧路・苫小牧・室蘭・北斗・知内地区の防災関係団体等の処理すべき事務の大綱は、第1編総則第6章「防災に関する組織及び関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。

2 特定事業所等

特定事業所及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条第3号から第6号に掲げる施設を設置する事業所（以下「特定事業所」という。）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程（以下「防災規程」という。）の定めるところにより応急対策を実施する。

なお、応急対策の実施に当たっては、強い揺れ（震度4以上）または、弱い揺れであっても長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに情報を把握し、適切に措置を講ずることとする。

津波警報等が発表されたときは、直ちに安全な場所に避難することを原則とするが、津波到着まで時間的余裕がある場合には、避難に要する時間を考慮し、できる限りの安全対策を施すこととする。

※ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条

第3号 消防法第14条の2第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所

第4号 火薬類取締法第3条の許可に係る製造所

第5号 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所（不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く。）

第6号 毒物又は劇物（液体または気体のものに限る。以下この号において同じ。）の製造、貯蔵または取扱いを行う施設（当該施設において通常貯蔵を行い、または1日に通常製造若しくは取扱いを行う毒物または劇物の総トン数が、毒物にあつては20トン以上、劇物にあつては200トン以上のものに限る。）

第4節 災害対策本部会議の開催

1 防災本部

(1) 合同本部会議の開催

防災本部会議を開催する場合は、北海道地震災害対策本部と合同で開催し、統一かつ、総合的な応急対策を実施する。

(2) 現地本部

防災本部長は、必要と認めるときは現地本部を設置し、総合的な防災活動を実施する体制を整える。

また、現地本部会議を実施する場合において、市町災害対策本部と統一の運営を図ることが必要と認めるときは、合同対策本部会議を開催する。

2 防災本部の事務

防災本部の所掌事務は、第2編（災害対策）－第2章（災害応急対策計画）－第1節（実施責任体制）に定めるところによる。

第5節 地震発生時の応急対策等

1 情報の収集・伝達

- (1) 地震・津波特別警報、警報及び情報等の伝達計画は、第2編（災害対策）－第1章（災害予防計画）－第8節（特別警報、警報及び情報の伝達計画）に定めるところによる。
- (2) 地震・津波災害情報の収集・伝達・広報計画は、第2編（災害対策）－第2章（災害応急対策計画）－第2節（災害情報の収集・伝達・広報計画）に定めるところによる。

2 特定事業所における応急対策

特定事業所等は、第2編（災害対策）－第2章（災害応急対策計画）－第5節（自然災害に対する応急措置計画）定めるところのほか、第1次的に地震災害の防止を図るため、次の措置を実施する。

- ① 地震情報の内容を全従業員に周知
- ② 危険物施設の運転の停止及び停止準備
- ③ タンクローリー等の避難、保安措置
- ④ 事業所構内への入所制限、関係者以外の退所、避難誘導
- ⑤ 火気使用施設の使用停止及び制限
- ⑥ 構内工事、作業の中止及び制限
- ⑦ その他地震防災上必要な措置

3 消防機関における応急対策

- (1) 関係消防機関は、第2編（災害対策）－第2章（災害応急対策計画）－第5節（自然災害に対する応急措置計画）に定めるところのほか、地震情報の発表に対応して、あらかじめ定めてあるそれぞれの消防計画等に基づき、警戒体制を確立し、応急措置を迅速かつ的確に実施することにより、地震時の災害の防止と災害発生時の初期対応に万全を期することとする。
- (2) 相互応援協力体制

大規模な津波が発生し、被災地域の消防機関単独では十分な災害応急対策が実施できない場合は、第2編（災害対策）－第2章（災害応急対策計）－第8節（相互応援協力計画）に基づき応援を要請する。

第6節 津波に対する応急対策

1 特定事業所における応急対策

- (1) 津波情報（地震規模、津波の高さ、予想到達時刻等）の収集
- (2) 特定事業者は、あらかじめ津波からの避難場所を定め、その位置及び避難経路を示す図面等を作成し、全従業員及び事業所で従事する関係作業員等に周知するものとする。
- (3) 津波警報や津波に係る避難指示が発令されるなど、避難が必要なときは、従業員及び事業所で従事する作業員等に速やかに避難する旨、あらかじめ定められた避難場所の位置及び避難経路を知らせるものとする。
- (4) 浸水域へ設置されている装置の停止
- (5) 着積中の船舶への津波情報の提供
- (6) その他前節地震発生時の応急対策等によるもののほか、津波防災上必要な措置

2 特別防災区域協議会における応急対策

津波が到達するまでは、各事業所間の連携を図りながら津波情報の収集・伝達に努め、共同防災組織、自衛防災組織の効率的運用により被害の拡大防止を図る。

3 消防機関における応急対策

(1) 応急措置

関係消防機関は、第2編（災害対策）－第2章（災害応急対策計画）－第5節（自然災害に対する応急措置計画）定めるところのほか、地震情報の発表に対応して、あらかじめ定めてあるそれぞれの消防計画等に基づき、警戒体制を確立し、応急措置を迅速かつ的確に実施することにより、地震時の災害の防止と災害発生時の初期対応に万全を期することとする。

(2) 相互応援協力体制

大規模な津波が発生し、被災地域の消防機関単独では十分な災害応急対策が実施できない場合は、第2編（災害対策）－第2章（災害応急対策計画）－第8節（相互応援協力計画）に基づき応援を要請する。

4 第一管区海上保安本部（保安部・署）における応急対策

第2編（災害対策）－第2章（災害応急対策計画）－第4節（災害に対する応急措置計画）に基づき応急対策を講ずる。

第7節 避難対策等

1 避難救護計画

避難救護計画は、第2編（災害対策）－第2章（災害応急対策計画）－第3節（避難救護計画）に定めるところによる。

第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 危険物施設等の耐震化の促進

(1) 屋外タンク貯蔵所の耐震改修

耐震未改修の容量500KL以上の屋外タンク貯蔵所を所有、管理または占有する者は、平成16年7月2日付け政令第218号※の定めるところにより改修を行うこと。その場合において、可能な限り早期に完了するよう努めることとする。

【屋外タンク貯蔵所耐震改修期限】

タンク容量	改修期限
1万KL以上	平成21年末
1千KL以上1万KL未満	平成25年末
500KL以上1千KL未満	平成29年3月末

※ 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令及び危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令
(平成16年政令第218号)
(平成16年7月2日公布、平成16年10月1日施行)

(2) 特定屋外タンク貯蔵所を所有、管理または占有する者は、平成17年1月14日付け危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細則を定める告示※の定めるところにより当該タンクが技術上の基準に適合するよう、所定の期限までに改修等を行うこと。その場合において、可能な限り早期に完了するよう努めることとする。

ア 浮き屋根の耐震性能確保及びタンクの構造

特定屋外タンク貯蔵所で、次の浮き屋根で1枚板構造のタンクを所有、管理または占有する者は、その浮き屋根の耐震性能及びタンクの構造を新基準に適合させること。

(ア) 容量が2万KL以上のもの

(イ) 要領が2万KL未満であって、危険物の規制に関する技術上の基準の細則を定める告示第2条の2に定める側版の最上端までの空間高さ(Hc)が2m以上となるもの。

イ 空間容積の確保

特定屋外タンク貯蔵所にあつては、新基準に定める空間容積を確保すること。

【屋外タンク貯蔵所耐震改修期限】

項 目	改修期限
浮き屋根の耐震機能確保	平成 29 年 3 月末
浮き屋根式タンクの構造	平成 29 年 3 月末
空間容積の確保	平成 19 年 3 月末

- ※ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 3 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細則を定める告示（平成 17 年総務省告示第 30 号）
（平成 17 年 1 月 14 日公布、平成 17 年 4 月 1 日施行）

2 高圧ガス施設

高圧ガス製造者は、高圧ガス製造施設のうち耐震義務施設以外の設備については、高圧ガス製造施設の耐震化等に努めるものとする。

第 9 節 防災計画訓練

1 道、市町及びその他の防災機関における防災訓練の実施

- (1) 道、関係市町及び防災機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) 道、市町及び防災関係機関は、各地区において行う総合防災訓練を実施するほか、関係市町及び防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。
- ① 動員訓練及び本部設営訓練
 - ② 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ③ 多数施設の発災訓練
- (3) 道は、関係市町が行う特別防災区域協議会防災訓練等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 防災関係機関に対する教育

道は、市町村、防災関係機関、事業所等の自衛防災組織等と協力して地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が及ぼす危険物施設等への影響
- (2) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 地震防災対策として現在講じられている対策についての知識
- (4) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民に対する広報

住民に対する広報計画は、第2編（災害対策）－第2章（災害応急対策計画）－第2節（災害情報の収集・伝達・広報計画）に定めるところによる。

北海道石油コンビナート等防災計画

沿革	昭和52年	8月	計画作成
	昭和55年	2月	修正
	昭和57年	3月	修正
	昭和60年	2月	修正
	昭和62年	5月	修正
	平成9年	3月	修正
	平成17年	3月	修正
	平成18年	3月	修正
	平成18年11月		修正
	平成19年	3月	修正
	平成23年	3月	修正
	平成28年	3月	修正
	令和3年	6月	修正
	令和5年	3月	修正
	令和6年	3月	修正

編 集

北海道石油コンビナート等防災本部事務局

北海道総務部危機対策局危機対策課
危険物・コンビナート担当

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5009

FAX 011-231-4314